

## IX 子ども青少年局子ども福祉課

### 運営指導における主な指摘事項【障害児相談支援事業】

#### 【対象サービス】

障害児相談支援事業

#### 【運営基準】

内 容	指摘に至った具体的事例・留意事項 ○＝指摘事例
○アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅を訪問して行うこと。	○障害児通所支援事業所や日中通っている保育所等を訪問し、モニタリング等を行っていた。

#### 【報酬算定】

内 容	指摘に至った具体的事例・留意事項 【○＝指摘事例 ●＝留意事項】
○障害児支援利用計画の同意年月日を明らかにすること。	○障害児支援利用援助費の算定の根拠となる日は「利用者への同意年月日」であるが、同意年月日が不明瞭であった。
○同一の月において、同一の支給決定障害児に対してモニタリングを行った後に障害児支援利用計画の作成を行った場合に、継続障害児支援利用援助費の算定を行っているものが見受けられたため、必要な過誤調整を行うこと。	○ <u>同一月でモニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合は、「障害児支援利用援助費」しか算定できない</u> ところを「継続障害児支援利用援助費」も併せて算定していた。 ( <u>モニタリングの実施月と障害児支援利用計画の同意日が月をまたいでいた場合も同様</u> ) ●モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について、後述の「障害児相談支援に係るQ&Aについて」を参照してください。
○サービス提供時モニタリング加算の算定要件を満たさないものがあったため、必要な過誤調整（返還）を行うこと。	○継続障害児支援利用援助をやむをえず利用者宅で実施できなかったため、代わりに障害児通所支援事業所や日中通っている保育所等に訪問して行ったものについて、継続障害児支援利用援助費に加えてサービス提供時モニタリング加算を算定していた。 ○算定に必要な記録（障害児通所支援事業所等におけるサービスの提供状況、サービス提供時の計画相談支援対象障害児の状況、その他必要な事項）がなかった。

## **モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について**

### **【想定される対象月】**

- ・ 障害児相談支援給付費の利用更新月
- ・ モニタリング後に障害児支援利用計画の見直しがされた月

### **【基本的取り扱い】**

障害児支援利用援助費の算定要件であるアセスメントのプロセスをモニタリングで実施したとみなすため、継続障害児支援利用援助費は算定しない。

そのため、障害児支援利用援助費のみを算定する。

障害児支援利用計画の同意がモニタリングの翌月（月をまたいだ場合）であっても同様の取り扱い。

※事例については、「4 運営指導における主な指摘事項【相談支援事業】」参照

## **主な告示・Q&A等**

### **【留意事項通知】**

障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期限の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付費の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。

なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。

### **【障害児相談支援に係るQ&Aについて】**

「4 運営指導における主な指摘事項【相談支援事業】」参照

## 【障害児・重要】各種届出等の提出方法の電子化について【令和8年1月29日更新】

公開日 2026年01月09日

指定障害児通所支援事業者 各位

指定障害児入所施設等 各位

指定障害児相談支援事業者 各位

日頃より、本市の障害児支援施策の推進にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、これまで原則として紙でご提出いただいております各種届出等の本市への提出方法を、令和8年1月5日より下記のとおり変更いたしますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

### 1 対象の届出等


- (1) 変更届出書、障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届出書）
- (2) 障害児給付費体制等届出確認書（毎年度4月にご提出いただくもの）
- (3) 廃止・休止・再開届出書
- (4) 事故等報告書
- (5) 「やむを得ない定員超過」理由書
- (6) 業務管理体制の整備に関する事項の届出書
- (7) 更新申請書（同時に提出する変更届出書及び失効に関する申立書・誓約書を含む。）

### 2 提出方法


ウェルネットなごやに掲載するURLからアクセスした提出用フォームからデータをアップロードする方法でご提出ください。

#### (1) 障害児通所支援事業所

- ①変更届出書、障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届出書）、  
障害児給付費体制等届出確認書（毎年度4月にご提出いただくもの）


⇒[障害児通所支援事業所届出提出フォーム（変更届・加算届・毎年度始めの体制届）](#) 

②廃止・休止・再開届出書、事故等報告書、「やむを得ない定員超過」理由書、業務管理体制の整備に関する事項の届出書

⇒[障害児通所支援事業所届出提出フォーム（廃止・休止・再開届出書、事故等報告書、やむを得ない定員超過理由書、業務管理体制の届出）](#) 

※更新申請書については、更新手続きのご案内のページに掲載しているフォームからご提出ください。

#### (2) 障害児相談支援事業所

⇒[障害児相談支援事業所届出提出フォーム（変更届・加算届・毎年度始めの体制届）](#) 

**提出用フォームについては、各届出等のページでもご案内しておりますので、ご確認ください。**

**また、各届出の様式については、ウェルネットなごやに掲載している最新のものをういてご提出ください。**

### 3 実施時期

令和8年1月5日から受付開始

(指定障害児相談支援事業所については、令和8年1月9日に受付を開始しました。)

### 4 留意点

- (1) 各届出の添付書類についても提出用フォームからご提出ください。
- (2) 本市への到達日は、提出用フォームに記録された日時を基準とします。
- (3) 「1 対象の届出」に掲げた届出以外は、これまでどおり紙でご提出ください。

ただし、処遇改善計画書については、これまでと同様に専用の提出用フォームからご提出ください。

(4) 本市への事前相談が必要となる以下の届出については、**事前相談を経たうえで**提出用フォームからデータで提出ください。

- ・ 児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由による欠如について（申立書）
- ・ 重心事業所への変更、重心事業所からの変更
- ・ 特例によらない多機能型事業所への変更、特例による多機能型事業所への変更
- ・ 現地確認が必要なもの（事業所の移転、レイアウトの変更）
- ・ 定員の変更

[戻る](#)

[ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報保護ポリシー](#) | [著作権・リンクについて](#) | [関連リンク](#)

Copyright © 2013 City of Nagoya. All rights reserved.